

～内部監査における指摘事項事例集～

補助事業期間中の経費執行の誤りとして是正対応が求められた事項を紹介します。
今後の経費執行における注意喚起用の資料としてご活用ください。

物 品

①ソフトウェアライセンスについて

- 補助事業期間外（翌年度）のライセンスを購入していた。
- ソフトウェアライセンス契約において、期間（年数）の選択肢があるにもかかわらず、（補助事業期間を超えた）最長の複数年の購入契約を締結していた。

▶特に年度末の購入時にはライセンス期間について確認を行うよう留意してください。

（参考）科研費 FAQNo.4426 において以下のように示されています。

「残りの補助事業期間が1年間であるにも関わらず、3年間のライセンスの使用の契約を結ぶことなど、過度に補助事業期間を超えている場合には、それよりも短い期間の契約がないか等、契約に当たっては十分に注意してください。

なお、基金による執行においても、補助金と同様に、補助事業期間を超える契約行為を行う際は、残りの補助事業期間に鑑み、過度に支出することのないよう注意してください。」

②受託研究において支出が認められない年会費を支出していた。（受託研究では、原則年会費の支出は認められない。既に継続して加入している学会年会費を研究期間のみ当該研究費から支出することも同様に認められない。）

③科研費の2つの 研究種目（研究目的）の出張において、日当・宿泊費等の旅費は各々の研究種目から支出していたが、その所要期間のレンタカー経費及びガソリン代を一方の経費から支出していた。（所要経費も各々支出すべき）

▶異なる経費での合算使用の出張の場合は、旅費のみならず全容を確認し、適正な執行を行うよう留意してください。

旅 費

①出張後に私事旅行がある場合において、私事旅行最終日の日当を誤支給していた。

②科研費の直接経費用務に間接経費用務が引き続く出張において、間接経費用務日の運賃及び日当にも直接経費を支出していた。

- ▶出張において、用務の目的が分かれていたり、直接経費と間接経費の合算使用がある場合は、内訳を十分確認し執行するようご注意ください。

給与・謝金

- ①謝金単価の誤り（異なった身分の単価で支給していた。）
- ②科研費で雇用された職員が、他の外部資金等出張していたにもかかわらず、人件費負担財源分割処理が行われておらず、科研費から給与を支給していた。
- ③科研費で雇用された職員（勤務時間1日6時間）が、1日につき1時間45分以上の超過勤務に従事したにもかかわらず、125/100ではなく、100/100で超過勤務手当を支給していた。
- ④休日の出張について、休日振替をしていないため休日勤務となるが、休日給の支給が漏れ（未支給）ていた。
- ⑤複数の7時間勤務の日の出張について、6時間30分を基礎として勤務時間報告を行っていたため、未支給が生じていた。
- ⑥年次有給休暇を付与する要件を満たさない職員に年休を誤付与していたため、本来欠勤処理すべき者を年休処理しており過払いが生じていた。
- ⑦月の全日、年休取得のため勤務日が無い職員の通勤手当が停止されていなかった。

- ▶発生原因は、公的研究費のガイドラインのほか、各種手続きの根幹となる基本的な規則等の理解不足、チェック体制が不十分であること等が見受けられます。再発防止策を徹底し十分な確認を行うようよろしくお願いします。

※適正な執行のあり方については、以下のホームページ等をご覧ください、改めて注意喚起をお願いします。

1. 科研費の執行等について（科研費の手続き・使用ルール）

http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/kaken/R3kakenhi_sikkotousei.pdf

2. 科学研究費に関するQ & A

<http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/kaken/>

3. 科研費ハンドブック

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html

4. 「旅費のチェック体制」（フロー図）

（作成）公正研究推進事務室（研究推進課）

（3147,3146,3242）